別表六(二十四)の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（次号(3)及び(4)において「令和６年旧措置法」という。）第42条の12の５第１項若しくは第２項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」を削り、「租税特別措置法第42条の12の５第４項」を「同項」に改め、同第11号(1)及び(2)中「令和６年４月１日以後に開始する事業年度において」を削り、同号(3)を削り、同号(4)中「又は令和６年旧措置法第42条の12の５第２項」を削り、同号(4)を同号(3)とし、同第四号中「「(14) ≧ ４ % の 場 合 (0.05、0.1又は0.15) (29)」」を「「(14) ≧ ４ % の 場 合 (0.05、0.1又は0.15) (23)」」に改め、同第五号中「「プラチナくるみん又はプラチナえるぼしを取得している場合 0.05 (31)」」を「「プラチナくるみん又はプラチナえるぼしを取得している場合 0.05 (25)」」に改め、同第六号中「「プラチナくるみん又はえるぼし３段階目以上を取得している場合 0.05 (35)」」を「「プラチナくるみん又はえるぼし３段階目以上を取得している場合 0.05 (29)」」に改め、同第七号中「「くるみん又はえるぼし２段階目以上を取得している場合 0.05 (39)」」を「「くるみん又はえるぼし２段階目以上を取得している場合 0.05 (33)」」に改める。

別表六(二十四)付表１の表中

	別表六(二十四)「48」
別表六(二十四)「40」	別表六(二十四)「43」

を

	別表六(二十四)「42」
別表六(二十四)「34」	別表六(二十四)「37」

に改め、同表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の５第１項若しくは第２項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」を削り、「租税特別措置法第42条の12の５第４項」を「同項」に改め、同第11号中「又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）附則第45条の２第３項第２号イ（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）」を削り、「「前一年事業年度の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」」を「「前一年事業年度の月数の合計数」」に改める。

別表六(二十四)付表11の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和６年旧措置法」という。）第42条の12の５第１項若しくは第２項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」を削り、「、租税特別措置法」を「、同法」に、「又は令和６年旧措置法」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び第３号(2)において「令和６年旧措置法」という。）」に改める。

別表六(二十五)の記載要領第１号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（第４号において「令和７年旧措置法」という。）」に改め、同第四号中「租税特別措置法」を「令和７年旧措置法」に改める。

別表六(二十六)の表を次のように改める。